

総務財政委員会資料
令和6年6月14日
政策経営部企画課
政策経営部区政経営改革担当
政策経営部公民連携担当
政策経営部施設マネジメント担当
政策経営部デジタル戦略担当

杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について

杉並区総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設マネジメント計画（以下「計画」という。）については、3年ごとの改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたところです。

令和6年度については、「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」など、今後の施策の方向性や基本的な考え方を示す新たな基本方針の策定等を予定しており、これに伴って必要となる修正や、令和5年度の計画改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するための修正を行うため、別紙のとおり修正の基本方針を定めましたので報告いたします。

1 修正の基本的な考え方

- 令和6年度の一部修正は、基本方針の策定等に基づく新たな取組や事業の方針転換等に伴う取組を対象とし、実績に基づく目標値や事業量の変更は原則として行わない。
- 修正による歳出増を伴う場合には、令和7年度予算編成時等にスクラップアンドビルドの視点で他の事業における見直し等を徹底する。
- 計画経費の修正が必要となる場合には、令和7年度以降の財政計画にその内容を反映させることとする。

2 各計画の修正の考え方

① 総合計画

- 現在の施策体系（29施策）は原則変更しない。
- 施策指標の見直しは原則として行わない。ただし、施策目標の達成に寄与する新たな指標の設定が可能な場合は、必要に応じて追加を行う。また、現在の指標に比べより適した新たな指標の設定が可能な場合は、必要に応じて指標の入れ替えを行う。
- 施策指標の目標値の修正については、上方修正、下方修正を問わず原則として行わない。

② 実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画

- 計画事業や取組の廃止は原則として行わない。
- 計画事業や取組の新設を行う場合は、施策目標や施策指標の達成、基本方針の実現に

向けた寄与度の高い事業（重点事業）とすることを原則とする。

○事業量や取組内容については、計画策定後の状況の変化等による年次計画スケジュールが修正となる場合に、必要に応じて行う。

○計画事業について、経費のみの変更は修正の対象としない。

③ 区立施設マネジメント計画

○区立施設マネジメント計画（第1期）の第1章から第5章は原則修正しないこととする。

○第1次実施プランの取組内容やスケジュールについては、計画策定後の状況の変化等により必要に応じて修正することとする。

3 区民等の意見聴取（パブリックコメント）について

毎年度修正にあたっては、原則として、杉並区自治基本条例（以下「条例」という。）に基づく区民等の意見聴取は行わないこととしているが、令和6年度に行う一部修正は、新たな基本方針の策定等に伴う「重要な改定」と位置付けるべきであることに鑑み、条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

4 修正スケジュール（予定）

令和6年	8月	～	計画修正についての調査
	11月		計画修正案決定、議会への報告 区民等の意見提出手続の実施（～令和7年1月）
令和7年	1月		計画の決定
	2月		議会への報告、公表

杉並区総合計画等の修正に関する基本方針

1 趣旨

令和5年度に改定を行った総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設マネジメント計画においては、3年ごとの改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたところである。

令和6年度については、「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」など、今後の施策の方向性や基本的な考え方を示す新たな基本方針の策定等を予定しており、これに伴って必要となる修正や、令和5年度の計画改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するための修正を行うため、毎年度修正を実施することとする。

2 令和6年度一部修正の基本的な考え方

- 令和6年度の一部修正は、基本方針の策定等に基づく新たな取組や事業の方針転換等に伴う取組を対象とし、実績に基づく目標値や事業量の変更は原則として行わない。
- 修正による歳出増を伴う場合には、令和7年度予算編成時等にスクラップアンドビルドの視点で他の事業における見直し等を徹底する。
- 計画経費の修正が必要となる場合には、令和7年度以降の財政計画にその内容を反映させることとする。

3 各計画における令和6年度修正の主な考え方

① 総合計画

- 現在の施策体系(29施策)は原則変更しない。
- 施策指標の見直しは原則として行わない。ただし、施策目標の達成に寄与する新たな指標の設定が可能な場合は、必要に応じて追加を行う。また、現在の指標に比べより適した新たな指標の設定が可能な場合は、必要に応じて指標の入れ替えを行う。
- 施策指標の目標値の修正については、上方修正、下方修正を問わず原則として行わない。

② 実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画

- 計画事業や取組の廃止は原則として行わない。
- 計画事業や取組の新設を行う場合は、施策目標や施策指標の達成、基本方針の実現に向けた寄与度の高い事業(重点事業)とすることを原則とする。
- 事業量や取組内容については、計画策定後の状況の変化等による年次計画スケジュールが修正となる場合に、必要に応じて行う。
- 計画事業について、経費のみの変更は修正の対象としない。

③ 区立施設マネジメント計画

- 区立施設マネジメント計画(第1期)の第1章から第5章は原則修正しないこととする。
- 第1次実施プランの取組内容やスケジュールについては、計画策定後の状況の変化等により必要に応じて修正することとする。

4 区民等の意見聴取（パブリックコメント）について

毎年度修正にあたっては、原則として、杉並区自治基本条例（以下「条例」という。）に基づく区民等の意見聴取は行わないこととしているが、令和6年度に行う一部修正は、新たな基本方針の策定等に伴う「重要な改定」と位置付けるべきであることに鑑み、条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

5 その他

令和6年度の修正に伴う、各個別計画の改定等については、個別計画ごとに別途検討する。

6 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年	8月	～	計画修正についての調査
	11月		計画修正案決定、議会への報告 区民等の意見提出手続の実施（～令和7年1月）
令和7年	1月		計画の決定
	2月		議会への報告、公表